

災害廃棄物処理に係る協定について

- 協定の概要

県では、近い将来に高い確率で起こるとされている南海トラフ地震等の大規模災害に伴い、膨大な量の発生が予測される災害廃棄物の処理に向けた事前の備えとして、「官民による連携体制の構築」を推進しています。

大規模災害が発生した場合、市町村の平常体制では対応能力の不足が危惧されることから、民間事業者から支援をいただくための包括的な協定として、県と関係団体等との間で、下記のとおり「災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しています。

- 協定締結団体・企業一覧（7団体・企業）

締結時期	協定先（協定概要）
H20. 11	一般社団法人高知県産業廃棄物協会 （災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定）
H20. 11	一般社団法人高知県リサイクル協会 （災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定）
H28. 9	一般社団法人高知県トラック協会 （災害廃棄物等の収集・運搬の協力に関する協定）
H29. 3	一般社団法人高知県建設業協会 （災害発生における損壊家屋等の解体撤去の協力に関する協定）
H31. 3	日野興業株式会社高知営業所 （災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定）
R 元. 10	住友大阪セメント株式会社、須崎市 （災害廃棄物の処理の協力に関する協定）
R3. 2	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会 （災害時における復旧・復興等事業の実施に関する協定）